

# TaxReport

使わない手はない！

## 新教育訓練費税制の活用



- 1 新教育訓練費税制の概要
- 2 教育訓練費・労務費の範囲と申告ポイント事
- 3 教育訓練費等Q & A



# 1 新教育訓練費税制の概要

## 1 平成 20 年度税制改正の背景

平成 17 年度税制改正において、中小企業の生産性向上・成長・底上げの目的により、平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに開始する事業年度において、青色申告法人が支出した教育訓練費の増加額あるいはその総額の一定割合を法人税額から控除できる「人材投資促進税制」が設けられました。

しかし、継続的な教育訓練費や、3 年分の帳簿から教育訓練費を洗い出す手間が必要であり、中小企業によって使いにくい制度であるとの指摘もありました。

そこで、人材投資を継続的に増加させることが困難な中小企業について適用事業年度の教育訓練費の総額から税額控除する簡易な制度に移行することとなり、平成 20 年度の税制改正において、廃止になった人材投資促進税制から、中小企業等基盤強化税制の中に一部承継されました。

## 2 本制度の概要

措置法の適用期限が到来したのを機に次のように見直しを行い、適用期限を平成 21 年 3 月 31 日までに開始する事業年度までに 1 年間延長します。

### 1 適用対象法人

本制度を利用できる「中小企業者等」とは、青色申告書を提出する法人又は個人事業者で、次のいずれかにあてはまる者です。

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人 <sup>\*1</sup>  
(業種・従業員数は問いません)  
個人事業者(業種は問いません) <sup>\*2</sup>  
資本等を有しない法人(社団法人など) <sup>\*2</sup>  
農業協同組合

<sup>\*1</sup> 次のいずれかに該当する法人は、本制度を利用することは出来ません。

- ・発行株式総数又は出資総数の 1/2 以上が同一の大企業（資本金 1 億円超の法人）の所有に属している法人
- ・発行株式総数又は出資総額の 2/3 以上が複数の大企業の所有に属している法人

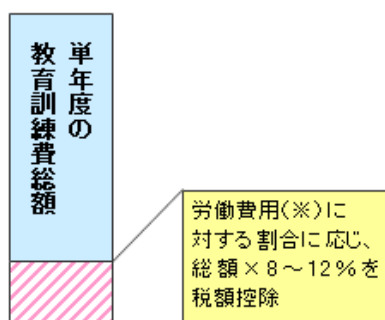
\*2 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人に限ります。

## 2 税額控除額の計算方法

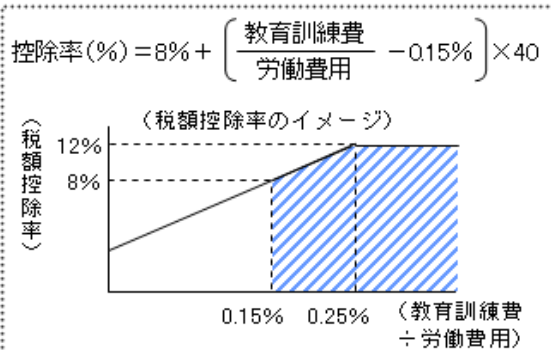
税額控除は、適用を受ける事業年度の労務費に占める教育訓練費の割合に応じて、税額控除割合(8%～12%)を乗じた金額を、当期の法人税の額から控除することができます。

$$\text{教育訓練費割合} = \text{教育訓練費} \div \text{労務費}$$

<教育訓練費の増減に関わらず  
税制利用可能>



※税額控除率の計算式



改正前		
教育訓練 増加割合	40%未満	教育訓練費の額 × 増加割合 × 0.5
	40%以上	教育訓練費の額 × 0.2
改正後		
<b>教育訓練費割合が 0.25% 以上の場合</b>		
教育訓練費 × 12%		
<b>教育訓練費割合が 0.15% 以上 0.25% 未満の場合</b>		
教育訓練費 × { 8% + (教育訓練費割合 - 0.15%) × 40 }		
<b>教育訓練費割合が 0.15% 未満の場合</b>		
本制度を利用することはできません		

なお、税額控除限度額は、原則として当期の法人税の額の 20%相当額を限度とすることとされています。

## 3

## 具体的計算事例 - 中小企業A社のケース

## 期中の支出額

・教育訓練費支出額	100万円
・給与	5億円
・法定福利費	5,000万円

**(1) 税額控除を受けることができるかどうかの判定**

労務費に占める教育訓練費の割合（教育訓練費割合）を計算し、0.15%以上であるときは、税額控除を受けることができます。

$$\begin{aligned}
 \text{教育訓練費割合} &= \text{教育訓練費} \div \text{労務費} \\
 &= \text{教育訓練費} \div (\text{給与等} + \text{法定福利費} + \text{教育訓練費}) \\
 &= 100 \text{万円} \div (5 \text{億円} + 5,000 \text{万円} + 100 \text{万円}) \\
 &= 0.181\% \text{ (教育訓練費割合の百分率は小数点三位未満切捨て)}
 \end{aligned}$$

教育訓練費割合が0.15%以上であるため、税額控除を受けることができます。

**(2) 税額控除の計算**

教育訓練費割合が0.25%未満であるため、税額控除計算は次の算式を利用します。

$$\begin{aligned}
 \text{税額控除額} &= \text{教育訓練費} \times (8\% + (\text{教育訓練費割合} - 0.15\%) \times 40) \\
 &= 100 \text{万円} \times (8\% + (0.181\% - 0.15\%) \times 40) \\
 &= 100 \text{万円} \times 9.24\% \\
 &= 92,400 \text{円}
 \end{aligned}$$

92,400円が税額控除となります。

## 2 教育訓練費・労務費の範囲と申告ポイント

この税額控除は、教育訓練費額に応じて控除額が異なります。そこで、教育訓練費・労務費の範囲と申告のポイントについて解説します。

### 1 教育訓練費のポイント

#### 1 教育訓練費の範囲

教育訓練費とは、法人がその使用人の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で、次の から までの費用をいいます。

ただし、他の者から補助金等を受け、教育訓練費に充てている場合は、その金額を教育訓練費の額から控除しなければなりません。また、教育訓練に充てるための助成金等がある場合にも、この金額を教育訓練費から控除しなければなりません。研修中の社員の人件費を補てんする助成金は、控除する必要はありません。

費用の区分	例 示
講師・指導員等の経費	社外講師、指導員に支払う講師料や研修用の指導料
材料費	研修用のテキストや教材、プログラムの購入材など
外部施設の使用料	研修のために使用する外部の施設や設備の借上料、利用料
研修参加費	従業員の教育訓練上必要なものとして企業が指定した講座等の受講料や参加費用
研修の委託費用	講師や教材等を含めた研修全体を外部の教育機関に委託した場合の費用

## 2

## 具体的な教育訓練費

		該当するもの	該当しないもの
対象者		使用人で、正社員、契約社員、パート、アルバイト使用人	役員、使用人兼務役員、役員の親族、事実上婚姻関係のあるもの、役員からの生活の支援を受けている者、 や から生活の支援を受けている者、入社予定者、請負社員
自社主催で教育訓練を行なった場合の費用	講師代	外部から招聘した場合の報酬、謝金等、交通費、宿泊費、食費（子会社や関連会社等含む）	自社の役員、社員等を講師にした場合の報酬、日当等
	施設代	外部施設（会議室、研修室）を利用した場合の支出費用（子会社や関連会社を含む）	光熱費、維持管理費、改修費、修繕費等
	設備代	OHP、プロジェクターなどの使用料、レンタル料、リース料の使用料	OHPなどの取得費、減価償却費等
	教科書や教材、コンテンツの費用	教科書等の購入費・制作委託費等コンテンツ(e ランニング等)の使用料	自社で教科書等を製作した場合の製作費・人件費・開発費等、教科書等選定のための参考資料等の費用、教科書等の原本を複写した場合の複写代、印刷費等、独学用の教科書代等
	減価償却資産	少額減価償却資産（使用期間1年未満もしくは取得価額が10万円未満のもので適用年度の損金経理したもの）	取得価額が10万円以上などの少額減価償却資産でないもの
	パソコン、ソフトウェア代	教材として直接使用した場合	業務使用予定のもの
外部研修参加費	講習会・講演会・研修セミナー	参加料・受講料	人件費、交通費、日当等
	各種資格試験・検定・通信教育・技術指導	受験手数料・受講料・指導料	教育訓練費等の一環でないもの、資格取得・合格等による報奨金
	自己研鑽		受講料
	国内・国外留学	授業料、教科書等購入	学資金等、留学中に使用人に払う人件費、留学先への寄付金、留学に利用された旅費・交通費、留学に要した保険料、留学中の居住費

## 2 労務費の範囲

労務費とは、使用人について法人等が負担する費用として損金に算入されるもので、次に掲げる ~ の合計額です。

### 給与等

俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与

### 法定福利費

以下に掲げる費用の合計額（使用人負担分は除きます）

健康保険の保険料（介護保険の保険料を含みます）

労働基準法の規定による休業補償

厚生年金保険の保険料（厚生年金基金の掛金を除きます）

労働保険（雇用保険及び労災保険）の保険料

児童手当拠出金

船員保険の保険料

石炭鉱業年金基金の掛金

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金

### 教育訓練費

## 3 申告時注意ポイント

### 1 制度適用事業年度

本税制措置は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に開始される各事業年度において適用されます（1 年間の時限措置）

例えば、9 月末決算の法人については、平成 20 年 10 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日中に支出した教育訓練費が対象になります。なお、個人事業者は、平成 21 年分の所得に係る申告において適用されます

また、解散（合併による解散を除きます）の日を含む事業年度及び精算中の各事業年度については、本制度の適用を受けることはできません。

## 2 翌期への繰越

本制度の控除額は、適用年度の法人税の 20% から、他の中小企業等基盤強化税制による税額控除額を差し引いた額が上限となります。なお、上限を超えた額を翌事業年度に繰り越して控除することはできません。

## 3 制度利用の手続き(添付書類等)

本制度の適用を受ける場合は、その適用を受ける事業年度における次の 2 点の書類を法人税(個人事業者は所得税)の確定申告書等に添付してください。

### 申告書別表(別表 6-14)

俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与

### 教育訓練費に関する添付書類(様式自由)

本制度の対象となる教育訓練費に関して、以下の必要事項を記載した書類を作成してください。

教育訓練等の内容(研修の名称など)

教育訓練等を行なった年月日

教育訓練等に参加した使用人の名前

該当費用の内容及びそれぞれの金額

該当費用の支出年月日

該当費用を支払った相手先の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店

若しくは主たる事務所

その他参考となるべき事項

添付書類の様式については、決められた様式はありませんので、上記の内容が記載されている書類であれば、研修を行う際に作成した書類を添付することも可能です。

### 3 教育訓練費等 Q & A

#### 教育訓練費対象者の範囲

##### Q1 教育訓練の対象となる社員の範囲を教えてください

**A1** 教育訓練の対象となるには、法人又は個人事業主の「使用人」です。使用人であるかどうかは、対価を受け取ってその事業に使用されているか否かという実態をみて判断されます。つまり、正社員だけではなく、契約社員、パート、アルバイト等も対象となります。ただし、以下の者は対象から除かれます。

当該法人の役員又は個人事業主  
 使用人兼務役員  
 当該法人の役員又は個人事業主と特殊の関係にあるもの  
 （ 親族、 事実上婚姻関係と同様に事情にある者、 役員又は個人事業主から生計の  
 支援を受けている者、 又は と生計を一にする親族 ）

##### Q2 内定予定者に対する研修費用は教育訓練費に含まれますか

**A2** 雇用関係がなく、業務に従事していない内定者に対する研修等の費用は、教育訓練費には含まれません。

##### Q3 派遣会社から受け入れた派遣社員に研修を受けさせましたが、その費用は本制度の対象となりますか

**A3** 派遣社員（派遣労働者）は、派遣先と直接雇用関係がないことから、本制度の対象となる使用人には原則として該当しませんが、次の 及び の双方を満たす派遣社員に限り、当該派遣社員に係る教育訓練費の額は派遣先企業の教育訓練費の額に含まれます。

派遣先企業の使用される正社員等と同一の職務に従事している  
 当該同一の職務に係る一つの教育訓練等（当該正社員等を主体としたものに限りま  
 す）に参加している

## 教育訓練費の範囲

### Q4 教育訓練中に従業員に支払った給与は教育訓練費に含まれますか

**A4** 法人等が従業員の教育訓練期間中に当該従業員に支払った給与等の人件費は、教育訓練費に含まれません。

なお、教育訓練担当部署に勤務する従業員に支払った人件費も、教育訓練費には含まれません。

### Q5 教育訓練を受ける従業員に支給する交通費は、教育訓練費に含まれますか

**A5** 法人等が研修を受ける従業員に支給した交通費、旅費は、教育訓練費には含まれません。

### Q6 自社の役員又は社員を講師として教育訓練を行なった場合、講師に支払う人件費や講師料は教育訓練費に含まれますか

**A6** 講師に対する謝金等が教育訓練費となるには、講師を外部から招聘した場合に限られます。したがって、法人等が自社の役員や社員を講師にした場合に支払った人件費や講師料は、教育訓練費には含まれません。ただし、子会社などのグループ企業から講師の派遣を受けた場合は対象となります。

### Q7 自社所有の研修所を改修・修繕した場合、当該改修・修繕費は教育訓練費に含まれますか。また、研修施設を取得した場合はどうですか

**A7** 法人等が取得し、所有している研修施設を改修・修繕した場合の費用は、教育訓練費には含まれません。

また、法人等が自らの研修施設を取得した場合でも、取得に要した費用（減価償却費等）は、教育訓練費には含まれません。

### Q8 会社の研修所や研修部門の光熱費や維持管理費は教育訓練費に含まれますか

**A8** 法人等が所有する研修所や研修部門の光熱費や維持管理費は教育訓練費には含まれません。

### Q9 外部の法人から講師の派遣を受け、その対価を法人に支払った場合、当該対価は教育訓練費に含まれますか

**A9** 法人等が外部の法人に対して講師の派遣を受け、報酬等を直接講師に支払った場合

に限らず、法人に対して支払った場合も、当該報酬等は教育訓練費に含まれます。

**Q10** 教育訓練に使用する設備、器具・備品などを外部からレンタル・リースした場合の費用は教育訓練費に含まれますか

**A10** 法人等が教育訓練に使用するために設備、器具・備品などを外部からレンタル・リースした場合の当該レンタル料・リース料は教育訓練費に含まれます。

**Q11** 民間教育会社や教育機関ではなく、一般の事業会社に教育訓練を委託した場合、当該委託費は教育訓練費に含まれますか

**A11** 委託先が教育訓練会社を業としていない会社であっても、実態として教育訓練を行うのであれば、委託費は教育訓練費に含まれます。

**Q12** 資格の更新料は本制度の対象になりますか

**A12** 更新の際に、職務に関する知識を高めるための講習等がある場合、当該講習等の対価として支払う費用は対象になりますが、免許証の交付手数料など、教育訓練等の対価ではない費用は対象外となります。

**Q13** 従業員が資格・検定試験を受験する際に支払った受験料を法人等が負担した場合、当該負担金は教育訓練費に含まれますか

**A13** 教育訓練の一環として、資格・検定試験が行われる場合の費用であれば、教育訓練に含まれます。

**Q14** 例えば、社員が資格を取得した場合に法人等が支払う報奨金は教育訓練費に含まれますか

**A14** 報奨金等は、教育訓練費には含まれません。

**Q15** 会社が自ら教科書や教育訓練用コンテンツ制作をした場合、その制作費は教育訓練費に含まれますか

**A15** 法人が自ら教科書や教育訓練用コンテンツを制作する場合に支出した人件費、材料（備品消耗品）購入費、複写、印刷等の制作費は、教育訓練費には含まれません。

**Q16** eラーニングの購入・開発費用は対象となりますか

**A16** 教育訓練用のコンテンツの使用料、資産計上されていないコンテンツの購入費、製作委託費が教育訓練費の対象となります。一方、資産計上されるソフトウェアの購入費、開発委託費は、人材投資促進税制の対象になりません。

**Q17** 教育訓練等に用いられる教材であれば、教材費として教育訓練費の対象となりますか

**A17** 教材が減価償却資産となる場合は、原則対象となりませんが、使用可能期間が1年未満の教材又は取得価格が10万円未満で適用年度に損金経理した教材は、教育訓練費に含まれます。なお、取得価格が20万円未満の減価償却の3年均等償却又は30万円未満の少額減価償却資産の即時償却を行った減価償却資産については、本制度の対象とはなりません。

**Q18** 当期に購入した教材を翌期に使用した場合、教育訓練費はどちらの年度に計上すべきでしょうか

**A18** 税務上、損金の額に算入した事業年度の教育訓練費となります。

## 労務費の範囲

**Q19** 労務費に含まれる給与等に該当するのはどのような費用でしょうか

**A19** 法人等が使用人に支払う俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与として、使用人の所得税の対象となるものをいいます。

**Q20** 労務費に含めるのは、教育訓練に参加した者に係る費用のみでしょうか

**A20** 労務費については、教育訓練等を受講しない者も含めて、すべての使用人のために支払う費用が該当します。ただし、役員等、使用人に該当しない者に係る費用は労務費には含まれません。

## その他の留意点

**Q21** 教育訓練費の対象となる費用の中に、助成金の給付を受けた費用がある場合、教育訓練費をどのように計算すればよいでしょうか

**A21** 給付金額を控除するのは経費が発生した事業年度ではなく、当該経費に該当する助成金額の給付を受けることが具体的に確定した事業年度に行います。

**Q22** 助成金の給付を受けた経費の発生事業年度と助成金の給付事業年度が異なる場合は、どの時点で教育訓練費から控除したらいいのでしょうか

**A22** 給付金額を控除するのは経費が発生した事業年度ではなく、当該経費に該当する助成金額の給付を受けることが具体的に確定した事業年度に行います。

**Q23** 税込経理を選択している場合、教育訓練費の額は消費税を含んだまま計算してもよいのでしょうか

**A23** 通常の会計処理において税込方式に拠っている場合、教育訓練費の額は、消費税額込みの額で計算することとなります。

**Q24** 確定申告の期限後に税額控除を受けることはできますか

**A24** 本制度の適用を受けるためには、確定申告時に税額控除の手続きを行うことが要件となっています。したがって、申告期限後に新たに本制度による税額控除を受けることとして更正の請求を行うことはできません。

**Q25** 法人税額がゼロ場合、本制度を適用することはできますか

**A25** 法人税がゼロの場合は、本制度の適用を受けることはできません。また、人材投資促進税制における税額控除額を翌期に繰り越すことはできません。

**Q26** 本制度を利用するための手続きはどのようにすればいいのでしょうか

**A26** 本制度の税額控除を受けようとする場合は、確定申告等において、申告書に税額控除額を記入し、当該金額の計算を行うための申告書別表を添付してください。さらに、様式は自由ですが、「教育訓練等を行った年月日、教育訓練等の内容や参加した使用人の氏名教育訓練費の額・内容、支出日、支出先の名称、所在地等の必要事項を記載した書類」を添付する必要があります。

**Q27** 提出書類に教育訓練費の領収書を添付する必要はありますか

**A27** 確定申告等の際に教育訓練費の領収書を添付する必要はありません。しかし、教育訓練費に関する帳簿書類は、法人等において保存する義務があります。